

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構役員  
及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づく役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(理事の報酬等)

第3条 理事には、各年度の全理事への支給総額が4,280,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 常勤の理事の報酬は、年額3,960,000円とする。
- 3 理事（常勤の理事を除く。）の報酬は、理事会への出席若しくは評議員会への参加又は監事による監査への立会い1日につき、1人当たり日額10,000円とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事には、各年度の全監事への支給総額が250,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 税理士資格を有する監事が監査等を行う場合は、総額200,000円を超えない範囲で報酬を支給する。
- 3 前項の監事以外の監事の報酬は、評議員会若しくは理事会への参加又は監査への出席1日につき、1人当たり日額10,000円とする。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員の報酬は、評議員会への出席1日につき、1人当たり日額10,000円とする。

(年額の報酬の支給等)

第6条 常勤の理事の報酬は、毎月、年額の12分の1の額を支給する。この場合の支給日は、事務局職員に対する給与の支給日と同日とし、その他支給方法等については、職員の給与規程に準ずる。

- 2 年額の報酬の役員が月の途中で退任したとき又は死亡したときは、報酬の支給は、その月で終了する。

3 年額の報酬の役員が月の途中で就任したときは、報酬は、その翌月から支給する。

(日額の報酬の支給等)

第7条 日額の報酬は、評議員会若しくは理事会の開催又は監査の実施後に、その都度支給する。

(報酬受取りの辞退)

第8条 支給される報酬の受取りを希望しない役員及び評議員は、その旨の意思を表明することにより、報酬の受取りを辞退することができる。

(費用)

第9条 機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用を支払うことができる。

2 役員等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の例によるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の決議により定める。

附則

この規程は、公益財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社の移行登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。